別表第一（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
空港保安警備業務	学科試験	警備業務に関する基本的な事項	1　警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。
		法令に関すること。	1　法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
		乗客等の接遇に関すること。	1　乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　英語に関する高度に専門的な知識を有すること。
		手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。	1　金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

別表第一（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
空港保安警備業務	学科試験	警備業務に関する基本的な事項	1　警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。
		法令に関すること。	1　法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
		乗客等の接遇に関すること。	1　乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　英語に関する高度に専門的な知識を有すること。
		手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。	1　金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 2　手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。